

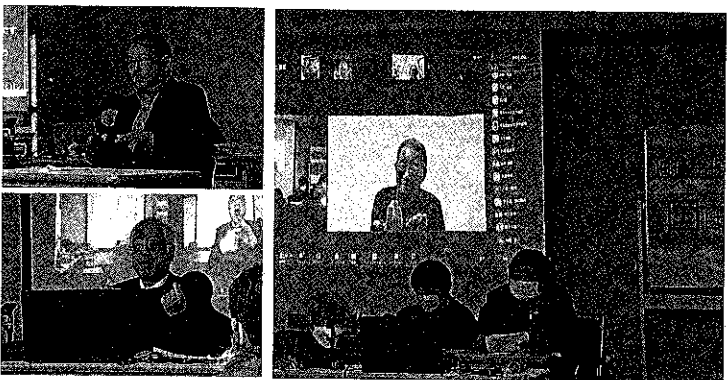
ところが、国が最高裁にとうとう上告受理申し立て

国は、3月7日(月)に賠償責任を初めて認めた大阪高裁判決を不服として最高裁に上告しました。

3月1日に弁護団による中央省への要請に合わせて1万4千名を超えるオンライン署名を提出したり、総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣宛に抗議文書をFAXで送るなどの運動をしたが、効果はみられなかった。誠に残念な結果である。また3月4日(金)に国会議員へのアピールを目的とした緊急院内集会を400名超えたオンラインで

開催するなど成功をおさめたが・・・。

大阪高等裁判所は、本件が戦後最大の人権侵害であり、かつ被害者がいづれもすでに高齢になつていくことも考慮し、速やかな被害救済を現実のものとするべく、原審の不当な判断を破棄し、司法府として「一歩前へ出て」解決を押し進めようとしたものであるが、今回の国の上告受理申し立てにより、司法府による終局判断が先送りにされること必至となつた。



緊急院内集会の様子

緊急院内集会(オンライン)

3月4日(金) 12時から13時30分まで、大阪高裁判決の意義を国会議員に直接訴え、上告断念と今後の全面解決を訴える目的で「緊急院内集会」を開き、大聴協からは大竹浩司会長と中岡正人常任理事が出席し、訴えました。

- 旧優生保護法(平成8年改正)は終わったが、優生保護法問題は終わっていない!
- 3月11日(金)、東京高裁も大阪高裁判決と同じく国に賠償命令と勝訴判決を下した。この判決は、大阪高裁判決の影響があると考えられる。この機に全国の旧優生保護法裁判にも同じ判決が下されることを期待したい。また、国が最高裁に上告したことを取り消すことも期待したい。
- 大阪高裁判決のポイント
 - 旧法は、子を産み育てる意思決定の自由等を侵害した。憲法13条と憲法14条1項に違反。立法した国会議員に過失がある。
 - 人権侵害は強度で、国が障害者への差別・偏見を助長してきたため、原告は必要な情報へのアクセスが著しく困難。この状況で除斥期間を適用するのは正義・公平の理念に著しく反する。原告が提訴できる状況になつてから6カ月間は、除斥期間を適用しない。
- 国は原告3人に計2750万円の賠償を払う。

今後として、大阪高等裁判所が果たした司法府としての責務を無駄にすることのないようにさらに運動を継続的に進める必要がある。会員のみならず今後ともご協力をお願いする。

(大阪旧優生保護法対策チーム 中岡 正人)

緊急院内集会

3/4(金) 12:00-13:30

オンライン参加をお願いします

手続簡便、文字通りあり

緊急院内集会

3/7(木) 12:00-13:30

オンライン参加をお願いします

手続簡便、文字通りあり

緊急院内集会

3/17(木) 12:00-13:30

オンライン参加をお願いします

手続簡便、文字通りあり



被害者が声を上げることが社会を変える力だ!

旧優生保護法大阪高裁逆転勝訴判決

国に初の賠償命令

2月22日(火)に大阪高裁判決が出された。原告のろうあ高齢者夫婦からの請求を棄却した大阪地裁判決を変更し、国に賠償を命じた。(謝罪については触れていないが)今までの全国9地裁判決を含めて、国の賠償責任を認めたのは画期的である。

原告のろうあ高齢者もこの場で、喜びをあらわにした。また、傍聴者一同が「本当か?」とお互いに顔を見あわせるほど半信半疑だった。地裁判決では、壁となつてきたのは損害があつても20年を過ぎると賠償を求める権利が消える「除斥期間」だった。

高裁判決の特筆すべき点は二つある。一つは旧優生保護法の立法行為への違法性。憲法の理念、規定に照らしてその内容が明らかに違憲である以上立法当時の時代状況を踏まえてもなお、その立法を行つた国会議員には少なくとも過失がある。国家賠償法1条1項に基づき損害賠償義務を負うことになつていく。

もう一つは除斥期間の起算点である。原本判決は優生手術がされた時からということ、20年をかなり過ぎていた。高等裁判決では、2018年から2019年に訴訟を起こ

旧優生保護法被害訴訟大阪高裁判決を受けての緊急声明

旧優生保護法によって1974年に強制不妊手術をされたろうあ夫婦が、国に国家賠償を求めた訴訟で、2020年11月30日、大阪地方裁判所が下した判決は、日本国憲法の幸福追求権を定めた第13条、法の下での平等を定めた第14条に違反する旧優生保護法は憲法違反と認めましたが、除斥期間20年を適用し、原告の請求は棄却されました。

この判決に対して、ろうあ夫婦は大阪高等裁判所に控訴し、2022年2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法は非人道的かつ差別的であつて、明らかに日本国憲法13条、14条1項に反する憲法違反とし、除斥期間20年を適用することは情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあつたことにより、除斥期間の適用をそのまま進めることは著しく正義・公平の理念に反するとし、大阪地方裁判所が下した判決を取り消し、国の責任として国家賠償を命ずる逆転勝訴判決を言い渡しました。

全国各地で実施されている旧優生保護法訴訟で勝訴判決が下されたのは初めてのことであり、全国の被害者をはじめ、わたしたちに勇気をもらい、これまでやってきた優生思想根絶の活動に対して確信を持ちました。

原告のろうあ夫婦は、「長い闘いだつた。本当にうれしい」「痛みは今も癒えない。悲しみは続いている」「上告はしないでほしい。もしまだ時間がかかるなら、私たちは高齢なので判決を待てるかどうか不安がある」と手話で訴えました。

国は、この高裁判決のとおり国の責任を認め、また被害者が人権を奪われ長年苦しんできた痛みを重く受け止めて、上告しないことを強く求めます。

当協会は、今回の判決を受けて全国の被害者、その家族、弁護団、支援者とともに、被害者の権利として、国が責任を認め、損害賠償に応ずるよう引き続き取り組みます。

2022年3月3日
公益社団法人大阪聴力障害者協会

旧優生保護法 強制不妊手術裁判

原告夫婦に対して申し訳ない気持ちで一杯。大阪弁護団からの協力を得てここまでたどりつくことができた。

同時に一時金支給法がなかなか広がっていない。明石市の条例と同様、抜本的改正を求める声がこれから一層上がるだろう。不妊手術をされた人の配偶者、中絶手術をされた人も自己決定する権利の侵害という観点から支給法対象を含めるべきだった。

まだまだ課題が残る。被害者は皆高齢化。25名の原告のうち4名が亡くなられた。原告としてはこれ以上待てない状態。そのためには国が最高裁判所に上告させない運動が不可欠である。その運動を進めて

原告夫婦に對して申し訳ない気持ちで一杯。大阪弁護団からの協力を得てここまでたどりつくことができた。

同時に一時金支給法がなかなか広がっていない。明石市の条例と同様、抜本的改正を求める声がこれから一層上がるだろう。不妊手術をされた人の配偶者、中絶手術をされた人も自己決定する権利の侵害という観点から支給法対象を含めるべきだった。

まだまだ課題が残る。被害者は皆高齢化。25名の原告のうち4名が亡くなられた。原告としてはこれ以上待てない状態。そのためには国が最高裁判所に上告させない運動が不可欠である。その運動を進めて

